

平成29年10月6日

保護者の皆様へ

草津市立高穂中学校  
校長 太田 光則

### 全国瞬時警報システム（Jアラート）への対応について

日頃は本校教育活動に格別の御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、8月および9月の北朝鮮による弾道ミサイル飛来に伴い長野県以北において、全国瞬時警報システム（Jアラート）が発信されました。

つきましては、今後の対応について、草津市教育委員会より連絡がありましたので、別添「弾道ミサイル発射による避難勧告発令時の対応について」のとおり、対応いただきますよう、お知らせします。

なお、平成29年4月25日付で「弾道ミサイル飛来に伴う対応について」にて臨時休業についてお知らせしておりましたが、下記のとおり対応を変更しますので、御了承いただきますようお願いします。

記

#### 【変更前】

午前7時までに屋内避難の呼びかけがあった場合と午前7時以降始業までの間に屋内避難の呼びかけがあった場合は臨時休業とする。



#### 【変更後】

別添「弾道ミサイル発射による避難勧告発令時の対応について」のとおり、一律に臨時休業とはせず、時間に問わらず、避難勧告（Jアラート）の発令内容と居場所による対応とする。